**大分市へ転入された人**で、以下に該当がある場合はあわせて手続きをお済ませください。

↓市役所本庁舎1Fの窓口番号

| 窓口 | | 項　目 | 対　象　者 |
|---|---|---|---|
| 9<br>国保年金課 | □ | 国民健康保険 | 勤務先の健康保険などに加入していない人<br>※保険税は転入をした月から課税されます。加入手続きが遅れるほど一度に多くの保険税を納めることになりますので、早めに手続きをしてください。 |
| | □ | 後期高齢者医療 | ①　75歳以上の人<br>②　一定の障がいがある65歳以上の人で、広域連合の認定を受けている人 |
| 10<br>国民年金室 | □ | 国民年金 | ①　離職や退職などで国民年金・厚生年金に加入していない20歳から60歳未満の人<br>②　海外から転入された人<br>③　年金を受給している人で、日本年金機構に住所更新停止申出をしている人、もしくは、送付先設定を行っている人 |
| 12<br>子ども入園課 | □ | 保育施設等の手続き | ①大分市内の認可保育施設の利用を希望する人、または大分市外の認可保育施設を申込み・継続利用する人<br>②幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業などの利用において無償化を希望する人 |
| 13<br>子育て支援課 | □ | 子ども医療 | 0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）までの子どものいる世帯 |
| | □ | ひとり親家庭等医療 | ①前住所地で受給歴があり、大分市でも引き続き母子、父子家庭である人は転入から14日以内に手続きを行ってください。※資格は自動継続されません<br>②離婚等により母子、父子家庭になり、これから新規申請をする人は申請をした月の翌月初日からが助成対象になります。 |
| | □ | 児童手当 | 0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）までの子どもを養育している人 |
| | □ | 児童扶養手当 | ①前住所地で受給資格があり（全部停止を含む）、大分市でも引き続き母子、父子家庭である人は転入から14日以内に手続きを行ってください。※資格は自動継続されません<br>②離婚等により母子、父子家庭になり、これから新規申請をする人は、申請月の翌月以降が支給対象となります。 |
| | □ | おおいた子育て<br>ほっとクーポン | ①大分県内市町村発行のクーポンをお持ちの人<br>②2歳11か月未満の子どもの保護者（同一世帯の方） |
| 14<br>長寿福祉課 | □ | 介護保険 | 65歳以上の人及び40歳から65歳未満で転入前の市区町村で要介護認定を受けている人<br>※転入前の市区町村で要介護認定を受けている人は、転入日から14日以内に要介護認定の引き継ぎの手続きが必要です。 |
| 15<br>障害福祉課 | □ | 各種障害者手帳等 | 身体障害者、療育、精神保健福祉の各手帳をお持ちの人及び障害福祉サービス等をご利用の人 |
| 4<br>市民課 | □ | マイナンバー・住民基本台帳カード | マイナンバー・住民基本台帳カードをお持ちの人は、転入後90日以内に継続申請の手続きを行わないとカード情報が廃止されます。また、マイナンバーカードに搭載された署名用電子証明書は、住所の変更に伴い失効します。引き続き署名用電子証明書が必要な人は手続きが必要です。 |
| 衛生課　又は<br>動物愛護センター | □ | 犬の転入手続き | 市外から市内へ犬を連れて転入した人、市外で登録済みの犬を購入した人または譲り受けた人 |
| 保健所健康課 | □ | 妊産婦健康診査受診票 | 妊婦および産後1か月未満の産婦。※転入前市町村で交付された受診票を本市の受診票と差し替える手続きが必要です。 |

**大分市内間で転居された人**で、以下に該当がある場合はあわせて手続きをお済ませください。

| 窓口 | | 項　目 | 対　象　者 |
|---|---|---|---|
| 9<br>国保年金課 | □ | 国民健康保険 | 国民健康保険に加入している人 |
| | □ | 後期高齢者医療 | 後期高齢者医療制度に加入している人 |
| 10<br>国民年金室 | □ | 国民年金 | ①離職や退職などで国民年金・厚生年金に加入していない20歳から60歳未満の人<br>②年金を受給している人で、日本年金機構に住所更新停止申出をしている人、もしくは、送付先設定を行っている人 |
| 13<br>子育て支援課 | □ | 子ども医療 | 子ども医療費助成受給者　（世帯全員での転居で、世帯構成員に変更の無い場合は、手続き不要です） |
| | □ | ひとり親家庭等医療 | ひとり親家庭等医療費助成受給者 |
| | □ | 児童手当 | 児童手当受給者（世帯全員での転居で、世帯構成員に変更の無い場合は、手続き不要です） |
| | □ | 児童扶養手当 | 児童扶養手当受給資格者（全部停止を含む） |
| 14<br>長寿福祉課 | □ | 介護保険 | 65歳以上の人、および40歳から65歳未満で要介護認定を受けている人（介護保険被保険者証の住所欄の書き換えをします） |
| 15<br>障害福祉課 | □ | 各種障害者手帳等 | 身体障害者、療育、精神保健福祉の各手帳をお持ちの人及び障害福祉サービス等をご利用の人 |
| 4<br>市民課 | □ | マイナンバー・住民基本台帳カード | 券面事項変更の手続きが必要です。また、マイナンバーカードに搭載された署名用電子証明書は住所の変更に伴い失効します。引き続き署名用電子証明書が必要な人は手続きが必要です。 |
| 第2庁舎4階<br>学校教育課 | □ | 学区外就学等の手続き | 指定校区が変わる転居をした人のうち、現在在籍している市立の小・中・義務教育学校に引き続き通いたい人（入学通知書を持参のうえ、学区外就学等の手続きが必要です）<br>※交付された入学通知書どおり転校する人は、学校教育課での手続きはありません。各学校（在籍している学校及び転校先の学校）へお問い合わせください。 |
| 衛生課　又は<br>動物愛護センター | □ | 犬の登録事項変更届 | 市内から市内の別の住所へ犬を連れて転居した人、市内で登録済みの犬を譲り受けた人、結婚等で飼い主の名前が変わった人 |

※代表的な手続きについての説明となります。そのほかの手続きが必要な人は直接担当課へお尋ねください。

# ＊ お引越しをする際に必要な公共手続き ＊

| 分類 | 転出（市内→市外） | 転入（市外→市内） | 連絡・届出先 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 水 道 | 電話などで、住所・氏名・水道の最終使用日・水道番号（「水道使用水量等のお知らせ」に記載有）を連絡してください。 | 電話またはポストに投函されている開始用紙で、住所・氏名・水道の使用開始日を連絡してください。 | 大分市上下水道局<br>営業課<br>（中央料金センター） | 538－2416 |
| 電 気 | 各自が契約する電力会社に住所・氏名・引越日時・お客様番号などを連絡してください。 | 各自が契約する電力会社へ住所・氏名・入居日時を連絡するか、物件に備えてある申込書で申込方法をご確認ください。 | | |
| 都市ガス<br>プロパンガス | 各自が契約するガス会社に住所・氏名・引越日時などを連絡してください。<br>※ガス開栓時には、立会いが必要な場合があります。 | | | |
| 電 話 | 各自が契約する電話会社などに連絡してください。 | | | |
| NHK | 「住所変更届はがき」を郵便ポストに投函、または電話で連絡してください。 | | NHK | 0120－151515 |
| | | | NHK大分放送局 | 533－2830 |
| ケーブルテレビ<br>ケーブルインターネット<br>ケーブル電話 | 各自が契約するケーブルテレビ会社へ連絡してください。 | | | |
| 郵便局 | 郵便の転送をかける場合は、最寄の郵便窓口で転居届の手続きしてください。（要本人確認。インターネットでの申込も可。） | | 大分中央郵便局 | 532－8662（代表） |
| | | | 大分東郵便局 | 527－6051（代表） |
| | | | 大分南郵便局 | 541－0042（代表） |
| 運転免許 | 転入地で届出を行ってください。 | 必要書類をお問い合わせのうえ、最寄の警察署交通課へ届出を行ってください。 | 大分県警察本部<br>運転免許課 | 528－3000 |
| 原動機付自転車 | 旧住所地で廃車の手続き後、転入地で新規の届出を行ってください。 | | 大分市役所税制課 | 537－7314 |
| 軽自動車<br>軽二輪車<br>（250ccまで） | 転入地で届出を行ってください。 | 必要書類をお問い合わせのうえ、管轄の軽自動車協会へ届出を行ってください。 | 大分県軽自動車協会 | 524－0222 |
| 自動車<br>自動二輪車<br>（250cc超） | 転入地で届出を行ってください。 | 必要書類をお問い合わせのうえ、管轄の運輸支局へ届出を行ってください。 | 大分運輸支局 | 050－5540－2087 |